

社会福祉法人梅香会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅香会（以下「法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、理事長、副理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給について定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 役員等への報酬等は、理事長・副理事長は報酬のみとし、他の役員等は報酬等を支給する。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長・副理事長については、報酬
- (2) 非常勤役員 報酬及び費用弁償
- (3) 評議員 報酬及び費用弁償
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬及び費用弁償
- (5) 苦情解決委員報酬及び費用弁償

2 この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

3 役員等に賞与及び退職金は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長、副理事長の報酬については、別表第1に定める額
- (2) 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- (3) 理事及び監事に対する報酬の額は別表3及び4に定める額とする。
- (4) 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表5に定める額とする。
- (5) 苦情解決委員会に対する報酬の額は別表6に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長、副理事長に対する報酬等の支給時期は、給与規程第7条第1項に規定する当月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 非常勤の役員、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬等は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への法人運営のために出席し、その都度、支給する。

3 非常勤の役員、苦情解決委員に対する報酬等は、苦情解決委員会への法人運営のために出席し、その都度、支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が法人の業務で出張した場合は、旅費規程第7条の規定に準じ支給することができる。

ただし、木更津市、富津市、君津市、袖ヶ浦市の四市内に居住する役員及び評議員の自宅から施設までの交通費実費は支給しない。

3 役員が法人の業務で出張した場合で宿泊を伴う場合は、旅費規程第4条第6項の規定に準じ支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定

める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人 梅香会役員報酬並びに費用弁償規程（平成29年4月1日）は、廃止する。

別表1（理事長・副理事長の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円
副理事長	月額 150,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

評議員	報酬（日額）	費用弁償
評議員会への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実 費

報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

別表3（非常勤役員等の報酬）

理事	報酬（日額）	費用弁償
理事会等会議への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実 費

報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

別表4（非常勤役員等の報酬）

監事	報酬（日額）	費用弁償
理事会等会議への出席	10,000円	2,000円
監事監査等への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実 費

報酬は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

別表5（非常勤役員等の報酬）

評議員選任・解任委員	報酬（日額）	費用弁償
評議員選任・解任委員会会議への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実 費

別表6（非常勤役員等の報酬）

苦情解決委員会	報酬（日額）	費用弁償
苦情解決委員会会議への出席	10,000円	2,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	実 費